

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の復旧対策

被災した公共施設については速やかに原型に復旧するとともに、被害の状況を十分検討して将来における災害の発生を未然に防止するために必要な施設の新設又は改良等を行うものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成【地域整備課・産業振興課】

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 復旧事業計画の基本方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上水道等災害復旧事業計画
- (4) 下水道等災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【総務課・地域整備課・産業振興課】

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用

の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 町が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業

- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
 - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定【総務課・地域整備課・産業振興課】

激甚災害の指定は、内閣総理大臣が、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けられるよう努める。

第4 災害復旧事業の実施【地域整備課・産業振興課】

町、県の機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分【総務課・生活福祉課】

1 義援金の受け入れ配分

県、日本赤十字社福島県支部、県共同募金会等を通じて町に寄託された義援金及び町に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

第2 被災者の生活確保【総務課・生活福祉課・地域整備課】

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）

の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行う。

イ 町は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努める。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。

(エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。

(オ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

(ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する町長

が行う。

(イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件は問わない。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、次の事項に留意し定める。

ただし、町内に町営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、県と協議の上、統一の条件を定める。

(ア) 一時使用の期間

(イ) 家賃及び敷金の負担者

(ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者

(エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに町営住宅条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

(ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行う。

(イ) 町は、自らの公営住宅等では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県（土木部）に公営住宅等の提供を依頼する。

(ウ) 他市町村から上記(イ)の依頼を受けた場合、町は、自らの公営住宅等に受け入れることのできる住宅がある場合は、町長の承認を受け被災者に提供する。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 職業あっせん措置

町長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置について、離職者の早期再就職へのあっせんを公共職業安定所長に要請する。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

(3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

(4) 災害救助法が適用され町長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

町長は、公共職業安定所長に対し、次の措置をとるよう要請する。

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

5 租税の徴収猶予等の措置

町は、被災者の納付すべき地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

6 郵便関係措置等

郵便事業（株）は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に係る災害特別事務取扱い等を実施する。

(1) 郵便関係

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により省令で定める法人又は団体の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

(3) 災害ボランティア口座の取扱い

災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合には、非常災害時におけるボランティア活動を支援するため、郵便振替口座を利用して寄附金を募集し、被災地で活動するボランティア団体に配分する。

7 生活必需品等の安定供給の確保

町は、生活必需品等の安定供給の確保を図るとともに、生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰がおきないように、必要に応じ、県に対し協力要請を行う。

第3 被災者への支援【総務課・生活福祉課】

1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

(1) 目的

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(2) 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）

イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第1条第2号）

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）

エ 上記ア又はイの被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）

オ 上記ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、上記ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（施行令第1条第6号）

(3) 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は次のとおりである。

ア 居住する住宅が全壊（全焼、全流出を含む。）した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）

- イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）

2 支援法の適用手続き

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

町長からの報告を受けた知事は、精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

3 支援金支給の基準

(1) 対象世帯と支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）	100万円	75万円

居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第2号）	50万円	37.5万円
------------------------------------	------	--------

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

4 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できるり災証明書

ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。

県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付する。

第4 災害弔慰金の支給【生活福祉課】

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合、町の条例（古殿町災害弔慰金の支給等に関する条例〔昭和49年古殿町条例第21号〕）に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

(1) 町において住居が5世帯以上滅失した災害

(2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2

以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の者の場合は、250 万円を限度として支給する。

(死体捜索状況記録簿：様式 2-9-1、死体捜索用機械器具燃料受払簿：様式 2-9-2、死体捜索用機械器具修繕簿：様式 2-9-3、死体処理台帳：様式 2-9-4、埋葬台帳：様式 2-9-5)

第5 被災者への融資【総務課・生活福祉課・産業振興課】

1 農林水産業関係

町は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林業経営の維持・安定を図る。

また、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

(2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

ア 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。

イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

2 商工関係（中小企業への融資）

町は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するよう関係機関へ働きかける。

3 住宅関係

町は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、住宅金融公庫から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、り災者の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

社会福祉協議会は、県が生活福祉資金貸付制度により予算の範囲内で災害援護資金の貸付を行う制度である社会福祉資金を、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な次の資金を融通する。

ア 緊急小口資金

イ 災害援護資金

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第6 り 災証明書等の交付【生活福祉課】

上記の第1から第3及び第4（4(1)アを除く）に掲げた被災者の各種支援措置を実施するためには、り災証明書等が必要となるため、災害発生後早期にり災証明書等の交付体制を確立する。

1 町

あらかじめ被害認定及びり災証明交付の担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

2 消防本部

火災によるり災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第7 被災者台帳の作成【生活福祉課】

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができる。

1 被災者台帳に記載する内容

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況

(6) 援護の実施の状況

(7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を、台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

第5章 個別災害対策計画

第1節 地震対策計画

本計画は、大地震に対する応急対策であり、震災から町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、震災被害者の軽減を図ることを目的とする。

第1 災害対策本部【全課】

災害対策本部の設置及び設置基準並びに本部の組織運営等については、第3章「第1節 応急活動体制」によるものとする。

第2 動員計画【全課】

地震災害対策応急対策活動に必要な人員を確保するため、次により町職員及び消防団員等の動員を行う。

1 配置基準

地震が発生した場合における防災活動を実施するため、町の体制を警戒配備、第1非常配備、第2非常配備とし、その基準は概ね次のとおりである。

(1) 災害対策本部設置前

〔指揮者〕生活福祉課長

種別	配備時間	配備内容
警戒配備	1 町内又はその周辺で震度4の地震を観測したとき。 2 その他必要により町長が当該配備指令したとき。	○次の課の職員数の20%を配備する。 ・生活福祉課 ・総務課 ・地域整備課 ・住民税務課 ・産業振興課 ・教育委員会 ・必要に応じて、上記以外の課等 ○初動処理事項 ・地震情報の収集・伝達 ・関係機関との連絡調整 ・火災など二次災害の状況と見通しの情報把握 ・被害状況の収集・伝達 ・その他必要事項

(2) 災害対策本部設置の前後

〔指揮者〕 対策本部設置前・生活福祉課長、本部設置後・本部長（町長）

種別	配備時期	配備内容
第一非常配備	町内又はその周辺で震度5（弱、強）の地震を観測したとき。 その他必要により町長が当該配備を指令したとき。	各部班の長は、職員数の50%を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急対策活動を実施する。 事態の推移に伴い、第二非常体制に円滑に移行できる体制とする。

(3) 災害対策本部設置後

〔指揮者〕 本部長（町長）

種別	配備時期	配備内容
第二非常配備	町又はその周辺に震度6（弱）以上の地震を観測したとき。 その他必要により町長が当該配備を指令したとき。 震度6（弱）以上のときは災害対策本部が自動設置となる。 （第3章 第2節参照）	災害対策本部各部各班のおおむね全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。 通信途絶による動員伝達が不能となり自主参集する。 ①落橋、交通マヒ等で勤務公所へ到達できない場合は、最寄りの指定避難所等へ参集する。 ②配備対象外とする職員 ・自らが負傷し、勤務できない職員 ・自家等の災害対策にあたらなければならない職員 上記※①②にあつては、勤務公所へ報告を速やかに行うよう努める。

（注意）

- ・地震と揺れの状況については、気象庁震度階級：資料 1-14-1 を参照。
- ・地震を察知したときの配備参集程度の判断は、県防災行政無線ファックス、テレビ、ラジオ等の地震速報によるが、気象庁震度階級：資料 1-14-1 も参考とする。

2 配備要員の指定

前項の各配備下における配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮し、勤務公所までの距離、担当業務等を勘案して所属長があらかじめ指定しておく。

3 活動要領

第3章「第2節 職員の動員配備」を準用する。

4 非常参集及び非常連絡

第3章「第2節 職員の動員配備」を準用する。

5 消防団員等の動員

第3章「第2節 職員の動員配備」を準用する。

第3 被害状況等の調査報告【生活福祉課・各課】

災害応急対策実施のため、必要な被害状況等の調査報告(以下「被害調査報告」という。)を行う。なお、災害対策本部が設置されない場合における被害調査報告についても、この計画に準じて行う。

1 被害調査報告についての協力

本部長はその所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、その他の関係機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求める。(災害対策基本法第21条)

2 被害報告の系統

- (1) 町内に災害が発生したときは、生活福祉課長は、第3章「第4節 災害情報の収集伝達(以下「情報計画」という。))に基づき、これに対してとられた措置の概要を本部長に報告する。
- (2) 本部長は情報計画に基づき、すみやかに災害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。
- (3) 報告は災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、その経過に応じて逐次行うものとし、最終の報告は応急措置完了後10日以内に行う。
- (4) 本部長は防災会議構成機関に対し、必要に応じて被害状況及び応急対策等を通報する。

3 被害状況調査等の措置

- (1) 被害状況の調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得て実施する。
- (2) 災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、生活福祉課長は現地の事情を把握するため情報計画に基づき、災害調査班を編成して被害状況を調査させる。
- (3) 被害が甚大なため町において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求める。

第4 情報の収集、伝達【生活福祉課・各課】

災害応急対策を実施するにあたって必要な被害状況、その他災害に関する情報を迅速かつ確実に収集する。

1 地震情報の受領及び伝達

関係機関から発表される地震予知情報及び地震情報（以下「地震情報等」という。）の領域は迅速確実に行い、必要あるときは関係機関、団体並びに住民に周知する。

- (1) 地震情報等は生活福祉課長が受領し、町長に報告するとともに、各課長にその写しを送付する。
- (2) 地震情報は、第3章「第4節 災害情報の収集伝達 第1 気象注意報、警報等の伝達」（以下「気象計画」という。）により受領し、気象計画に定める気象通報系統図に基づき、関係機関、団体並びに住民に対し周知する。

2 災害情報収集、伝達

本部長は、地震により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて警察署、その他関係機関と緊密な連絡をとり、被害状況その他、災害対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努める。

(1) 情報の収集及び通信方法

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、第3章「第4節 災害情報の収集伝達」により必要な情報を収集する。なお、危険地域の状況、住民の避難状況は、他の情報より優先して収集する。

(2) 情報の伝達

収集した情報を総合的に分析し、本部長に報告するとともに、特に危険区域からの住民の避難等、住民の安全確保のために必要な情報については、直ちに関係機関へ通報する。

- (3) 夜間及び休日等の情報収集及び伝達は、1の地震情報の受領及び伝達の要領に準じて行う。

第5 災害時の広報【総務課・生活福祉課】

1 広報の方法

地震時には、電話の集中や回線の断線、停電、交通事情の悪化等により町民の情報ニーズは通常に比べて急激に増大するものと予想される。町民の不安や混乱等を回避し、応急対策が円滑に実施できるよう、町民に対してすみやかに正確な情報を提供する。

この場合、町民の情報ニーズ及び情報収集源は、事態の進展によって変わることが考えられるので、この点を踏まえた広報活動となるよう留意する。

なお、地震時の広報活動は、町以外にも防災関係機関がマスコミや広報車等により行うことになるので、広報活動の効果を上げるため、広報方法・内容等について関係機関相互で調整する。

2 広報の内容

広報内容としては、以下のようなものが考えられる。これからのものは、「地震発生直後」・「事態がやや落ち着いた段階」・「給食・給水等の救援期」・など災害の局面に応

じて実施する。

また、同じ時期区分に属する項目については、広報順位を検討して行う。

- (1) 余震、二次災害危険の見通し
- (2) ガス漏れ、油漏れ、火気使用、電線の感電注意などの留意事項
- (3) 安否情報（学校の児童・生徒の状況等）
- (4) 交通渋滞解消への協力依頼
- (5) 上水道の飲用注意
- (6) その他（道路、水道、電気の被害と復旧の見込み、食料品・生活必需品の確保状況、休校、給食の状況、相談窓口設置、ごみの収集、など）

広報に関し上記以外の事項は、第3章「第5節 災害広報」を準用する。

第6 消防活動【生活福祉課】

1 初期消火・延焼防止活動

地震時には火災の多発が予想され、特に市街地では火災の延焼拡大による危険が予想されるので、発災時に町民や事業者は、出火防止と初期消火の徹底を期する。

消防関係機関は消防団を含めて、その全機能をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努め、災害事象に対応した防ぎよ活動を展開して、地震火災から町民の生命、身体及び財産を保護する。

2 消防体制の整備

また、地震時には火災の多発や道路、消防水利の損壊等によって消防力が大幅に低下することが予測される。これに対処するためには、消防団員、消防資機材を可能な限り効率的に運用し対策にあたる。

消防団の活動については、第3章「第23節 消防計画」を準用する。

第7 避難対策【生活福祉課・各課】

地震火災時における避難対策は、第3章「第7節 避難」に定めるほか、町長、警察官等は住民に対し避難の的確を期するため、次の各号に留意し避難の指示をする。

1 避難対策

避難の勧告、指示があったとき、又は火災の発生、延焼拡大、あるいは建物倒壊等により避難地の安全確保を優先させる必要があると認めるときは、消防機関等は避難地、避難路の安全確保のための消火活動、延焼防止活動、建物除去活動等を行う。

2 関係機関の相互協力

避難時の混乱の防止及び円滑な避難誘導実施等のため、警察官、自衛隊、消防機関等は相互に連絡し、協力する。

3 避難時の安全確保

避難者に対しては、人命の安全を第一とし、安全に避難が行われるため所持品は最小限度にとどめるよう指導するとともに、子供、病人、身体障がい者、ねたきり老人など要配慮者の安全に特に配慮する。

第8 応援・協力の要請【総務課・生活福祉課】

災害時の応急措置実施にあたり、応援等が必要であると町長が判断した場合は、放送機関、県、他市町村、自衛隊、民間ボランティア等に対し、応援・協力の要請を行う。

1 放送機関への緊急放送の要請（根拠法令・災害対策基本法第57条）

テレビ、ラジオの放送機関に対し、次の事項を明らかにして緊急放送の要請を行う。

- (1) 放送を要請する理由
- (2) 放送する事項、内容
- (3) 希望放送日時
- (4) その他、必要な事項

2 県に対する要請（根拠法令・災害対策基本法第68条）

(1) 要請の手続き

県知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県中地方振興局長を経由して、県知事（県民安全総室）に対し県総合情報通信ネットワーク、電話及びファクシミリ等をもって処理し、後日速やかに文書を送付する。

(2) 要請事項の明確化

要請は、次に掲げる事項を明確にして行う。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援を必要とする場所
- カ 応援を必要とする期間
- キ 援助を必要とする物資、資材、器具等の品名・数量
- ク 援助を必要とする物資等の配布先

3 他市町村への要請（根拠法令・災害対策基本法第67条）

応援要請の手続き及び応援の細部事項については、県の場合に準ずる。

4 自衛隊の災害派遣要請（根拠法令・自衛隊第83条）

第3章「第25節 自衛隊災害派遣」による。

5 民間ボランティアの要請

(1) 協力を要請する業務

災害時に日赤奉仕団、自主防災組織、各種団体組織、その他町民ボランティアへ協力を要請する業務は、おおむね次のような内容とする。

- ア 被災者の救助・救護活動
- イ 被災者に対する炊き出し、救済物資の仕分け、配分及び輸送等の業務
- ウ その他、町が行う援助業務の補助

(2) 要請事項の明確化

民間団体及び町民ボランティアに協力要請をする場合は、次の事項をなるべく明確にして行う。

- ア 活動の内容
- イ 調達を要する資機材等
- ウ 協力を希望する人員
- エ その他、協力に際し参考となる事項

(3) 協力要請の方法

- ア 団体の要請は、町長の指示に基づき当該団体の責任者に対して行う。
- イ 町民ボランティアの呼びかけは、放送機関への要請による放送、防災行政無線、広報車等によるものとする。

(4) ボランティアの受入れ体制

- ア 受入申込については、社会福祉協議会事務局が役場及び公民館等で受付手続きを行う。
- イ ボランティア活動は、災害対策本部の担当者の指示に従い、それぞれが協力体制をとり行動する。
- ウ 担当班は、ボランティア活動概要を記録し、本部長に報告する。

第9 その他の事項【生活福祉課・各課】

本節に掲げた事項以外の地震応急対策は、「第3章 災害応急対策計画」各節の内容によるものとする。

第2節 原子力事故対策計画

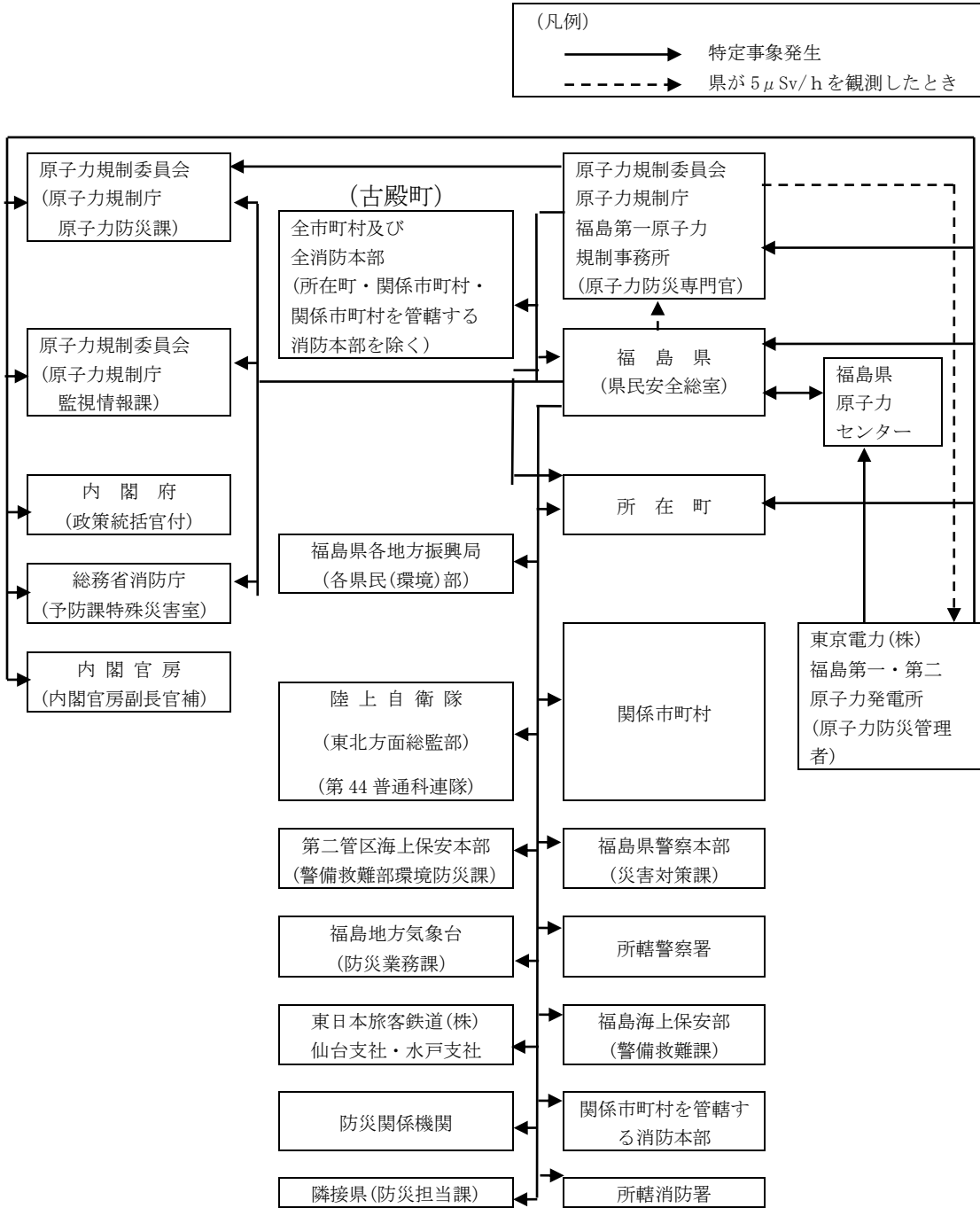
原子力事故への対応について、原子力災害特別措置法及び県地域防災計画原子力災害対策を踏まえて町の対策について定めるものとする。

第1 災害情報の収集伝達【総務課・生活福祉課】

1 通信連絡系統

東京電力(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、特定事業（原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。）等が発生した場合における通報、連絡は次により行われる。

原子力災害情報伝達系統



2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 通信連絡者名簿等の整備

町は、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備する。その際、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 通信手段の確保

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力規制委員会からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、第2章「第2節 防災情報通信網の整備」に基づき、あらかじめ緊急時連絡通信網に伴う諸設備等の整備を行う。

通信網の整備にあたっては、複合災害を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努める。

3 災害応急体制の整備

町は原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、広域的な応援協力体制や長期化に備えた動員体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておく。

4 環境放射線モニタリングへの協力体制の整備

町は、県が行うモニタリング活動に対し、要員の派遣、測定、試料採取などについて協力する。

5 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、県等から提供される原子力発電所の状況、モニタリング結果の情報など、住民や事業者提供すべき情報を的確に伝達できるよう、防災行政無線や広報車、ホームページなど様々な手段の活用を努めるとともに、住民等の問い合わせに対応できる体制を整備する。

6 避難収容活動体制の整備

緊急事態発生時における屋内退避や避難に関する誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要配慮者に対する実効的な避難誘導・移送体制等の確立を図る。また、避難場所、避難方法、屋内退避の具体的な方法等についてあらかじめ住民への周知を図る。

7 緊急被ばく医療への協力体制の整備

町は、県等が実施する住民の健康管理、スクリーニング活動、除染など緊急被ばく医療活動に協力するとともに、体制の整備を図る。

8 原子力防災に関する知識の普及・啓発

町は、国や県と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、次に掲げる事項について、平常時から原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
- (7) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (8) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) コンクリート屋内退避所、避難所に関する事項に関すること。

9 原子力防災に関する訓練の実施

町は、国、事業者等の協力の下、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、原子力事故を想定した次に掲げる訓練を定期的実施するよう努める。

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (3) 対策拠点施設への参集、運営訓練
- (4) 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- (5) 緊急被ばく医療活動訓練
- (6) 広報訓練
- (7) 住民等に対する情報伝達及び住民避難訓練
- (8) 交通規制、立入制限、災害警備訓練
- (9) (1)～(8)の要素を組み合わせた訓練
- (10) 原子力災害対策特別措置法第13条に基づく総合的な防災訓練

第2 避難等への対応【生活福祉課・各課】

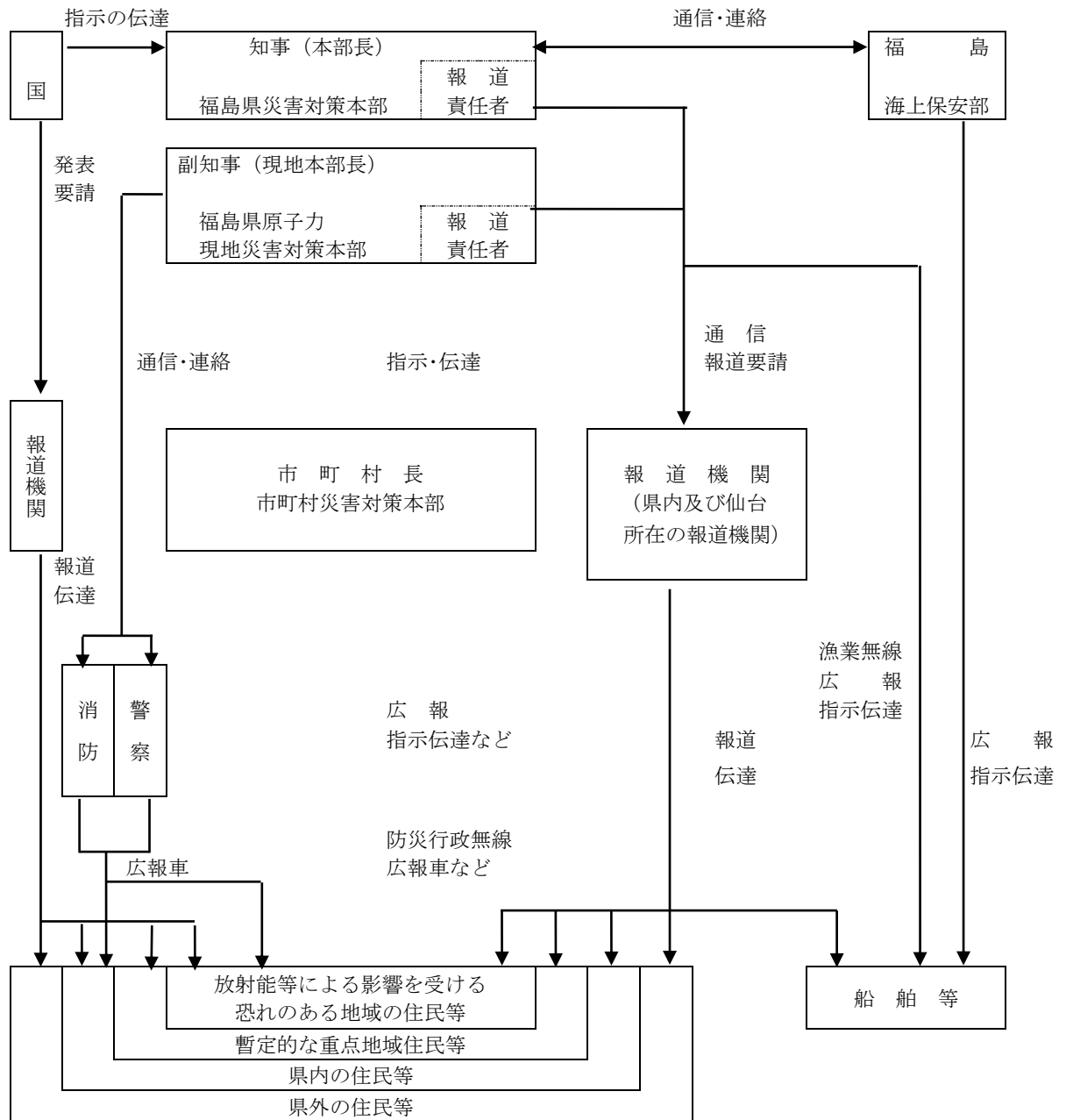
1 屋内避難及び避難等の実施

関係市町村に屋内退避及び避難の決定がされた場合や、本町にも同様の対応が必要となった場合は、福島県地域防災計画防災災害対策編に基づき、国及び県の指示のもと、必要な措置をとる。

2 広域避難者等の受入れ

町は、県からの避難者の受入れ要請があった場合、町が指定する避難所の中から、受入れに必要な避難所を開設し、関係市町村と協力してその運営を行う。また、県からの避難受入要請を受諾後、避難者の受入を行うことを防災行政無線等を通じて住民等へ周知するとともに、避難所の設置・運営等の協力を求める。

原子力災害時における住民等に対する広報及び指示情報伝達系統図



第3節 航空機事故対策計画

第1 方針【総務課・生活福祉課】

航空機墜落炎上等による災害から地域住民を守るため、防災関係機関の初動体制を確立し被害拡大防止等の応急対策等について定めるものとする。

第2 主な実施責任者【総務課・生活福祉課】

主な実施責任者は次のとおりである。

- (1) 国（東京航空局福島空港出張所）
- (2) 古殿町等
- (3) 福島県警察本部
- (4) 福島県（福島空港事務所、県民安全総室、空港建設課、県中地方振興局等）
- (5) 須賀川地方広域消防本部

第3 実施内容【総務課・生活福祉課】

福島空港周辺及び古殿町で航空機事故が発生した場合における通報、連絡、消火救難活動は、次により行う。

- (1) 通報連絡体制

